

資本金及び資本準備金の捉え方と 現物出資に係る会計処理

一橋大学大学院 石川 業
商学研究科博士後期課程

序

私は、拙稿「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」(『一橋論叢』第131巻第5号(2004年5月))において、次のことを明らかにした。

わが国現行会計制度において資本金及び資本準備金は、株主から払い込まれた金額すなわち「払込資本」というよりも、それに先立って生ずる約束された出資金額、いかえれば、「充実されるべき金額」ないし「払い込まれるべき金額」である(76頁, 79-83頁)。もっとも、払い込まれるべき金額としての資本金及び資本準備金が法的な効力を生ずる時点で、それと同額がすでに払い込まれているのが通常であるため、資本金及び資本準備金を払込資本と見なすことはできる(76-77頁, 83-84頁)。

このことを明らかにするために上の拙稿において取り上げたのは、金銭出資のみであった。そこで本稿では、現物出資を取り上げ、第1に、わが国現行会計制度において、現物出資に関する資本金及び資本準備金が充実されるべき金額と捉えられることを明らかにする。そして第2に、資本金及び資本準備金は充実されるべき金額であって、株主から拠出された金額すなわち

「拠出資本^{注(1)}」ではないと割り切ることによって、現物出資の目的物の取得原価、および、現物出資に関する拠出資本を、会計上適切と考えられる金額で計上できるようになる場合があることを明らかにする。

目次を示せば次のとおりである。

1. 現物出資規制の概要と趣旨
 - (1) 現物出資規制の概要
 - (2) 現物出資規制の趣旨
2. わが国現行会計制度のもとの現物出資に係る会計処理
 - (1) 現物出資に係る会計処理の例
 - (2) 充実されるべき金額としての現物出資に関する資本金及び資本準備金
 - (3) 現物出資の目的物の取得原価
3. わが国会計制度における最近の動向と現物出資に係る会計処理
 - (1) 「企業結合に係る会計基準」と現物出資に係る会計処理
 - (2) 現物出資に係る会計処理の3分類
 - (3) 充実されるべき金額を超えて拠出された金額に係る会計処理
4. 結び

1. 現物出資規制の概要と趣旨

現物出資に係る会計処理の検討に必要と思われる範囲で、現行の現物出資規制の概要と趣旨を確認する。

(1) 現物出資規制の概要

現物出資とは、株式が引き受けられたときに約束された出資金額について、金銭以外の財産が給付（拠出）されるという取引である^{注(2)}。この現物出資に関しては、次のような規制がある。

会社設立に際して現物出資がなされる場合、現物出資をなす者の氏名、出資の目的物である財産、その価格、ならびに、これに対して与える株式の種類および数、といった項目を定款に記載することが要求される（商法168条1項5号）。また、現物出資が会社成立後の新株発行に際してなされる場合は、上述の項目が、（定款に定めがない場合に）取締役会あるいは株主総会により決定される（商法280条ノ2第1項3号）。

現物出資者は、払込期日に、出資の目的物である財産の全部を給付することを要する（商法172条、177条3項、280条ノ14）。

現物出資の目的物の価格（評価額）について、会社設立に際しては、検査役の調査（商法173条、181条）、あるいは、取締役および監査役の調査（商法173条ノ2第1項1号、184条）が要求される。また、取締役および監査役の調査は、当該目的物の給付があったか否かについても要求される（商法173条ノ2第1項3号、184条）。新株発行に際しては、検査役の調査が要求される（商法280条ノ8）。

会社設立に際して、現物出資の目的物となる財産の給付が未済である株式があるときは、発起人および会社成立当時の取締役は、連帯して、

給付未済である財産の価額^{注(3)}を支払う義務を負う（給付担保責任。商法192条2項）。また、現物出資の目的物となる財産の会社成立当時における実価（実際の価格）が、定款に定めた価格に著しく不足する^{注(4)}ときは、発起人および会社成立当時の取締役は、会社に対し、連帯してその不足額を支払う義務を負う（財産価格填補責任。商法192条ノ2第1項）。新株発行に際しても、取締役および執行役は、財産価格填補責任を負うことがある（商法280条ノ13ノ2、商法特例法21条の24）。

(2) 現物出資規制の趣旨

上述の現物出資規制には、商法学にいう資本充実の原則が関係している。資本充実の原則とは、「会社の設立および新株発行に際し、出資の確実な履行により、約束された出資総額に相当する資産が充実される^{注(5)}」ことを要求する原則である。この原則において資本金及び資本準備金は、いわば充実される側の金額、すなわち、約束された出資金額ないし充実されるべき金額として捉えられていると解される^{注(6)}。それに対して現物出資の目的物の価格（評価額）は、いわば充実する側の金額ということになる^{注(7)}。

現物出資がなされる場合、資本充実の原則との関わりで問題にされるのは、現物出資の目的物の過大評価である。定款に記載される現物出資の目的物の価格（評価額）は、株式の発行価額、すなわち、現物出資者により充実されるべき金額とされる^{注(8)}。したがって、仮に、現物出資の目的物が過大評価されると、それに伴い、その過大評価額と同額の充実されるべき金額が生ずる。この場合、たとえその現物出資の目的物が給付されたとしても、実際には充実されるべき金額が充実されないことになる。そうなれば、会社の財産的基盤を危うくして債権者が害

されるとか^{注(9)}、また、その現物出資者が他の株主よりも有利に株式を取得して他の株主が害される^{注(10)}と説かれる。

そこで、定款に記載される現物出資の目的物の価格は、その「実際の価格」以下で決定されればよい（過大評価されなければよい）と商法学上考えられており、そのように決定された価格が、現物出資者により充実されるべき金額（株式の発行価額）とされる^{注(11)}。これによって、あとは実際に現物出資の目的物が給付されれば、資本充実の原則が満たされる仕組みになっているわけである。

もっとも、たとえ実際に現物出資の目的物が給付されても、会社成立時までに現物出資の目的物となる財産の価格が下落してしまつて、会社成立当時における実価（実際の価格）が定款に定めた価格に著しく不足することもありうる。この場合は、上述の財産価格填補責任が生じ、資本充実が図られる。また、定款作成時にすでに現物出資の目的物が過大評価されていた場合にも、財産価格填補責任が生ずるとされ^{注(12)}、資本充実が図られることになる。

ところで、ここまで、現物出資の目的物の実際の価格とはなにか、あるいは、現物出資の目的物の過大評価というときに想定されているはずの水準はなにか、ということ^{注(13)}を問題にせず説明を続けてきた。本稿では以下でも、それを特定しないまま検討を進める。そのようにしても、当面の検討にさしつかえない。

以上のように、現物出資規制の趣旨には資本充実の原則が反映しており、その資本充実の原則において資本金及び資本準備金は、充実されるべき金額として捉えられている。そこで、次の第2節では、資本金及び資本準備金を充実されるべき金額として捉えたうえでの、現物出資に係る会計処理の例を示すことにしよう。

2. わが国現行会計制度のもとでの現物出資に係る会計処理

(1) 現物出資に係る会計処理の例

わが国現行会計制度を前提として、発起設立の際に現物出資がなされる場合の会計処理の例を示すために、次のような場合を想定する。

会社が発行しうる総株式数80,000株、設立に際して発行する株式数20,000株、発起人が決定した株式の発行価額は1株につき2,500円、設立に際して発行する株式20,000株のすべてを発起人が1株につき2,500円で引き受ける。株式の発行価額のうち1株につき1,250円が資本金に組み入れられ、残りの1,250円は資本準備金に組み入れられる（商法284条ノ2第2項、288条ノ2第1項1号）。

この会社設立に際しては、機械装置が現物出資される。その機械装置の価格（評価額）は、25,000,000円と決定され、定款に記載される。また、その機械装置を給付（拠出）する現物出資者（発起人。商法168条2項）は、発行される株式20,000株のうち10,000株（株式の発行価額25,000,000円相当分）を引き受ける。なお、その機械装置の実際の価格は、30,000,000円であった。

この場合になされると考えられる会計処理を、発起設立の手続きに沿って以下に示す^{注(14)}。

(1 A) 発行予定の株式のすべてが、発起人により引き受けられた。

(借)株式引受	50,000,000
(貸)引受済資本金	25,000,000
引受済株式 払込剰余金	25,000,000

(1 B) 払込期日が到来し、金銭の払込み、および、財産（機械装置）の給付が完了した。

(借)別 段 預 金 25,000,000
機 械 装 置 25,000,000
(貸)株 式 引 受 50,000,000

(1 C) 設立登記が完了、発起人から会社へ事務が引き継がれるのに際して、これまでの取引記録の締切りを行う。

(借)引 受 済 資 本 金 25,000,000
引 受 済 株 式 25,000,000
払 込 剰 余 金
(貸)別 段 預 金 25,000,000
機 械 装 置 25,000,000

以上の仕訳(1 A)から(1 C)は、会社が成立するまでの会計処理である。

(1 D) 会社が成立すれば、あらかじめ選任されていた取締役が、発起人が作成した帳簿をもとに、成立時の会社の会計処理として次の開始記入を行う。

(借)当 座 預 金 25,000,000
機 械 装 置 25,000,000
(貸)資 本 金 25,000,000
株 式 払 込 剰 余 金 25,000,000

(1 E) 株式払込剰余金を資本準備金に組み入れる。

(借)株 式 払 込 剰 余 金 25,000,000
(貸)資 本 準 備 金 25,000,000

仕訳(1 D)および(1 E)が、会社が成立したときの会計処理である。

なお、参考に、会社成立時に財産価格填補責任が生じた場合の会計処理を、仕訳(1 D')および(1 F)として示しておく^{注15)}(この場合、仕訳(1 D')の後に、上に示した仕訳(1 E)と同じ会計処理がなされることが考えられるが、これは省略する)。

(1 D') 会社成立時、現物出資される機械装置の会社成立当時における実価が、10,000,000円に下落しており、定款に定めた価格

25,000,000円に対して15,000,000円分不足していることが判明した。そこで、発起人および会社成立当時の取締役が、会社に対し、連帯してその不足額を支払う義務を負うことになった。

(借)当 座 預 金 25,000,000
機 械 装 置 10,000,000
株 式 引 受 15,000,000
(貸)資 本 金 25,000,000
株 式 払 込 剰 余 金 25,000,000

(1 F) 後に、発起人および会社成立当時の取締役から、上述の不足額の支払いを受けた。

(借)当 座 預 金 15,000,000
(貸)株 式 引 受 15,000,000

ちなみに、募集設立および新株発行に際して現物出資がなされる場合であっても、資本金及び資本準備金を充実されるべき金額と捉えたいうでの会計処理を行うことができる。しかしそれは、上の発起設立の場合の会計処理と実質的に同じであるので、本稿では示さない。

(2) 充実されるべき金額としての現物出資に関する資本金及び資本準備金

上の(1)で示した会計処理に説明を加えて、現物出資に関する資本金及び資本準備金が、充実されるべき金額であることを以下で確認する。

上の例において、現物出資の目的物の実際の価格は30,000,000円であるが、現物出資に関する株式の発行価額総額は、25,000,000円と決定されている^{注16)}。これは上述のとおり、定款に記載される現物出資の目的物の価格は、その実際の価格以下で決定されればよい(過大評価されなければよい)と商法学上考えられており、そして、その価格が株式の発行価額(引受価額)すなわち充実されるべき金額となるためである。

その充実されるべき金額を表わしているのが、仕訳(1 A)貸方の引受済資本金および引

受済株式払込剰余金という勘定科目である（なお、財産の拠出に関わる会計処理であるが、（引受済）株式払込剰余金という勘定科目を用いている）。

仕訳（1 A）借方の株式引受という勘定科目は、充実されるべき金額についての、株式引受人に対する債権を表わす^{注17}。そして、仕訳（1 B）は、株式引受人に対する債権について、金銭の払込み、および、財産の給付がなされたことを表わしている。

仕訳（1 C）は、上述の仕訳（1 A）貸方の引受済資本金および引受済株式払込剰余金すなわち充実されるべき金額を、実質的に、仕訳（1 D）貸方の資本金および株式払込剰余金に振り替える会計処理であると解される。したがって、資本金および株式払込剰余金は、充実されるべき金額としての性格をもつといえる。

仕訳（1 E）は、商法の規定、すなわち、「株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額」（株式払込剰余金。商288条ノ2第1項1号）「ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス」（商法288条ノ2第1項柱書）という規定の文言を、忠実に反映したものである^{注18}。この仕訳（1 E）によれば、資本準備金は、仕訳（1 D）貸方の株式払込剰余金が振り替えられたものである。それゆえ資本準備金も、充実されるべき金額である。

ところで、実際には、払込期日を過ぎても財産の給付が未履行である場合も考えられるし、また、現物出資の目的物の給付はなされたが、会社成立時までに当該目的物の実際の価格が著しく下落してしまう場合も考えられる。そこで、とくに後者の場合を想定して示したのが、仕訳（1 D'）および（1 F）である。

仕訳（1 D'）は、資本金および株式払込剰余金（資本準備金）50,000,000円に対して、金銭の払込み、および、財産の給付がなされた金額が35,000,000円であることを示している。こ

の会計処理においては、資本金及び資本準備金が、すでに拠出された金額すなわち拠出資本ではなく、それに先立って生ずる充実されるべき金額であることが明確である。

仕訳（1 D'）借方の株式引受は、まだ充実されていない金額15,000,000円についての、発起人および会社成立当時の取締役に対する債権を示す。仕訳（1 F）は、その15,000,000円が払い込まれたことを示す。

ここまでの説明によって、現物出資に関する資本金及び資本準備金は、現物出資の目的物の実際の価格以下で決定された、充実されるべき金額であることを確認した。次に、その充実されるべき金額を充実する側の金額である、現物出資の目的物の取得原価についてふれておこう。

(3) 現物出資の目的物の取得原価

上の例において、現物出資の目的物である機械装置の実際の価格は30,000,000円である。たしかに定款上25,000,000円という価格が記載されているが、それはあくまで定款上のことであって、その価格を会計処理にまで反映させる必然性があるわけではないように思われる。しかし、定款上の記載と同じく、会計処理上すなわち仕訳（1 B）借方の機械装置も、25,000,000円となっている。

この会計処理は、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（昭和35年6月22日、大蔵省企業会計審議会中間報告）の「連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」に従ったものである。すなわち、「連続意見書第三」は、「株式を発行しその対価として固定資産を受け入れた場合には、出資者に対して交付された株式の発行価額（商法第168条および第280条ノ2にいわゆる現物出資の目的たる財産の価格に当たる額）をもって取得原価とする」（第

一、四3)としている。また、「連続意見書第三」の公表後に修正された「企業会計原則」(昭和38年11月5日、企業会計審議会)は、「現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする」(第三、五D第1段落第3文)としている^{注99)}。

なお、「連続意見書第三」および「企業会計原則」は、とくに、前者についてはその正式名称、後者についてはその叙述(の同原則における位置)からいって、現物出資の目的物が(有形)固定資産である場合の会計処理についてのみ指示している。しかし本稿では、次節以降の検討において、現物出資の目的物が(有形)固定資産である場合だけを想定しているわけではないことを、ここで断わっておく。

参考に、ここまで登場した、わが国現行会計制度のもとでの現物出資(の目的物)に関する金額の関係をまとめると、次のようになる。

実際の価格 \geq 定款上の価格

= 株式の発行価額(資本金及び資本準備金) = 取得原価

3. わが国会計制度における最近の動向と現物出資に係る会計処理

(1) 「企業結合に係る会計基準」と現物出資に係る会計処理

平成15年10月31日に、企業会計審議会より「企業結合に係る会計基準」が公表された。本稿との関わりで注目されるのは、同基準のもとでは、現物出資と同じような、企業が自己の株式を交付するとともに財産の拠出を受けるという取引が、企業結合に当たる場合(二1)、拠出された(純)資産の取得原価は、特定の判定規準に従い(三1)、交付された株式の時価や当該(純)資産の時価等(三2(2))、あるいは、被結合企業

における簿価(三3(1))をもって測定されることである。

その一方で、企業結合に当たらない現物出資の目的物の取得原価は、前節で述べたように、当該目的物の実際の価格以下で決定される株式の発行価額により測定される。したがって、株式の交付に対して拠出された(純)資産の取得原価について、取引が企業結合に当たる場合の測定方法と、企業結合に当たらない場合の測定方法との間で整合性が問題になりうる^{注20)}。

整合性を確保しようとするならば、どちらの場合の測定方法を見直すのが問題となるが、法制審議会の会社法(現代化関係)部会においては、「企業結合に係る会計基準」の設定を受けて、企業結合会計に関する現行商法規定の見直しが進められているという^{注21)}。このことから、商法は、「企業結合に係る会計基準」の内容を取り入れる方向にあるとみられる。したがって、見直しの対象になるとすれば、それは、企業結合に当たらない現物出資における目的物の取得原価の測定方法であろう。

もっとも、現物出資に関する資本金及び資本準備金が、現物出資の目的物の実際の価格以下で決められることについて、当面、変更はされないようである(「会社法制の現代化に関する要綱試案」(平成15年10月22日、法制審議会会社法(現代化関係)部会。以下、「試案」とよぶ)および「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」(平成15年10月29日公表、法務省民事局参事官室)それぞれの第四部第二6および第五2(1)参照)。そこで以下では、現行会計制度のもとでの現物出資に関する資本金及び資本準備金の決まり方を所与としながら、現物出資の目的物の取得原価を、たとえば、交付株式の時価で測定するといった場合に、具体的にどのような会計処理がなされるのかについて検討する。

(2) 現物出資に係る会計処理の3分類

現物出資の目的物の取得原価については、現行会計制度におけるような、現物出資に関する株式の発行価額（これは市場価格と等しいとはかぎらない）による測定方法の他に、たとえば次のような方法が考えられる。すなわち、現物出資に関する株式の公正価値ないし市場価格による測定^{注22)}、現物出資の目的物の時価による測定^{注23)}（ただし「時価」にはいくつか種類がある^{注24)}）、および、現物出資の目的物についての出資者側の簿価による測定^{注25)}、といった方法である^{注26)}。

なお、現物出資の目的物の取得原価と、現物出資に関する拠出資本とは、同額とするのが原則的な方法であると考えられる^{注27)}。したがって原則として、上述の現物出資の目的物の取得原価についての測定方法は、現物出資に関する拠出資本の測定方法でもある。本稿でも、そのことを前提として検討を進める。

上述の測定方法のうち、いずれが適切であるかは本稿の検討課題ではない。ここでは、ひとつの測定方法だけを想定するということはせずに、とにかくいずれかの方法で測定された現物出資の目的物の取得原価と、現物出資に関する資本金及び資本準備金との大小関係によって場合分けをする。そのうえで、それぞれの場合における会計処理について、前節の例を用いながら検討する。

第1に、「現物出資の目的物の取得原価＝現物出資に関する資本金及び資本準備金」という場合である。たとえば、現物出資の目的物（満期保有目的の債券）の取得原価が、出資者による簿価25,000,000円で測定されるとする。それと同時に、現物出資の目的物の実際の価格（仮に正味実現可能価額とする）が30,000,000円であり、それ以下の25,000,000円で現物出資に関する資

本金及び資本準備金が決定された場合である。

この場合は、前節で示した、仕訳（1 A）から（1 E）までの会計処理と同じような会計処理を行えばよい。

なお、この場合の資本金及び資本準備金は、現物出資の目的物の取得原価と同額であると同時に、現物出資に関する拠出資本とも同額である。したがって、資本金及び資本準備金は、厳密には充実されるべき金額であるが、それを拠出資本の金額と見なすことができる。

第2に、「現物出資の目的物の取得原価＜現物出資に関する資本金及び資本準備金」という場合である。たとえば、現物出資の目的物（材料）の取得原価が、出資者による簿価20,000,000円で測定されるとする。それと同時に、現物出資の目的物の実際の価格（仮に正味実現可能価額とする）が30,000,000円であり、それ以下の25,000,000円で現物出資に関する資本金及び資本準備金が決定された場合である。

この場合、現物出資の目的物の実際の価格以下で株式の発行価額（資本金及び資本準備金）が決定されているので、いわゆる株式の割引発行には当たらない。しかし、現物出資の目的物の取得原価を20,000,000円で計上することが、商法（学）上資本充実の原則の違反に当たると判定されるなら、5,000,000円の財産価格填補責任が生ずることになる^{注28)}。このときは、前節で示した、仕訳（1 D'）と同じような会計処理を行えばよい。

なお、この場合、現物出資の目的物の取得原価20,000,000円は、現物出資に関する拠出資本の金額でもある。この金額は、現物出資に関する資本金及び資本準備金25,000,000円に含まれて計上されていると見なすことができよう。

第3に、「現物出資の目的物の取得原価＞現物出資に関する資本金及び資本準備金」という

場合である。たとえば、現物出資の目的物（機械設備）の取得原価が、現物出資を受ける会社にとっての、将来キャッシュ・フローの割引現在価値35,000,000円で測定されるとする。それと同時に、当該目的物の実際の価格（仮に再調達価格とする）が30,000,000円であり、それ以下の25,000,000円で現物出資に関する資本金及び資本準備金が決定された場合である。

この場合、仕訳の形式でいえば、借方に現物出資の目的物の取得原価が35,000,000円で、また、貸方に資本金及び資本準備金が25,000,000円で計上される。問題は、それらの差額10,000,000円の取扱いである。この金額は、充実にすべき金額を超えて株主から拠出された金額、すなわち、拠出資本としての性格をもつ。それについて、現行会計制度においては注②、その他資本剰余金項目として処理することが考えられる注③。この会計処理については、次に具体的に示すことにしよう。

(3) 充実にすべき金額を超えて拠出された金額に係る会計処理

前節で示した会計処理の例でいうと、変化が生ずるのは、仕訳（1B）、（1C）および（1D）の局面においてである。それぞれの局面における会計処理を仕訳（2B）、（2C）および（2D）として示せば、次のようになる（なお、ここでその他資本剰余金とする株式払込剰余金については、とくにそれが分かるようにした）。

（2B）払込期日が到来し、金銭の払込み、および、財産（機械装置）の給付が完了した。

(借)別 段 預 金	25,000,000
機 械 装 置	35,000,000
(貸)株 式 引 受	50,000,000
株式払込剰余金	10,000,000
(その他資本剰余金)	

（2C）設立登記が完了、発起人から会社へ事

務が引き継がれるのに際して、これまでの取引記録の締切りを行う。

(借)引 受 済 資 本 金	25,000,000
引 受 済 株 式 払 込 剰 余 金	25,000,000
株式払込剰余金	10,000,000
(その他資本剰余金)	
(貸)別 段 預 金	25,000,000
機 械 装 置	35,000,000

（2D）会社が成立すれば、あらかじめ選任されていた取締役が、発起人が作成した帳簿をもとに、成立時の会社の会計処理として次の開始記入を行う。

(借)当 座 預 金	25,000,000
機 械 装 置	35,000,000
(貸)資 本 金	25,000,000
株式払込剰余金	25,000,000
株式払込剰余金	10,000,000
(その他資本剰余金)	

これらの会計処理において、現物出資の目的物の取得原価は、35,000,000円で計上されている。他方、現行会計制度においては、この場合、現物出資の目的物の取得原価が、現物出資に関する資本金及び資本準備金とともに25,000,000円で計上される。現物出資の目的物が償却性資産（機械装置）の場合であるから、35,000,000円で測定される場合と比較すると、減価償却費が過小に計上され、そして、当期純利益は過大に計上されることになる注④。しかし、ここで示した会計処理を行えば、そのような問題は生じない。

ところで、現物出資の目的物の取得原価が35,000,000円であるから、現物出資に関する拠出資本の金額もまた、35,000,000円である。それに対して、現物出資に関する資本金及び資本準備金は25,000,000円であるから、その金額が

表わしているのは、現物出資に関する拠出資本の一部でしかない。その意味で、この第3の場合には、現物出資に関する資本金及び資本準備金を、現物出資に関する拠出資本と見なすことはできない。

このことは、資本金及び資本準備金が拠出資本（のすべて）ではないこと、充実されるべき金額であることを確認させるとともに、それを超えて拠出される金額を、上の会計処理において、残りの拠出資本（株式払込剰余金（その他資本剰余金）10,000,000円）として計上することの根拠になっている。序で述べた、資本金及び資本準備金は充実されるべき金額であって拠出資本ではないと割り切ることで、現物出資の目的物の取得原価、および、現物出資に関する拠出資本を、会計上適切と考えられる金額で計上できるようにする場合とは、この第3の場合のことであった。

なお、上述の10,000,000円（その他資本剰余金）は、配当可能限度額に含まれる^{注32}。このように、出資者（株主）からの拠出によって直接に配当可能限度額を増加させることに批判がある場合には、上の10,000,000円を資本準備金に組み入れさせるという対応策がありえよう^{注33}。同じような性格をもつ^{注34}合併差益相当額は、資本準備金として積み立てられる金額（の基礎）とされている（商法288条ノ2第1項5号、同条5項）。

4. 結 び

現物出資に関する資本金及び資本準備金が、現物出資に関する拠出資本そのものを表わすと考えると、現行会計制度におけるように、それと同額を現物出資の目的物の取得原価とせざるをえなくなるように私には思われる。仕訳の形

式でいえば、貸方で資本金及び資本準備金が拠出資本として決まるとみれば、貸借平均原理に従って、それと同額を現物出資の目的物の取得原価とすることになってしまうわけである。

しかし、第2節で確認したように、資本金及び資本準備金は、充実されるべき金額であって、拠出資本そのものではない。そのように割り切れば、現物出資に関する資本金及び資本準備金と、現物出資の目的物の取得原価とを同額でそろえる必然性はないことがはっきりすると思われる。第3節では、そのような見方を会計処理の例で具体的に表現した。

本稿では、現物出資の目的物の取得原価および現物出資に関する拠出資本の測定方法のうち、いずれが適切であるかという問題には立ち入っていない。ただ、現行会計制度のもとでの現物出資に関する資本金及び資本準備金の決まり方を所与としても、現物出資の目的物の取得原価および現物出資に関する拠出資本の測定方法のうち、とりうる方法は株式の発行価額による方法だけではないことが、本稿の検討により明確になったであろう。

注(1) 「払込資本」(paid-in capital)という表現は、もっぱら金銭出資を想定したものであるとみられる一方、「拠出資本」(contributed capital)という表現は、金銭出資のみならず現物出資をも想定したものであるとみられる（たとえば、Kohler, E. L., *A Dictionary for Accountants*, 3rd ed., Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice Hall, Inc., 1963, contributed capitalの項, pp. 125-126, および、新井清光編『英和会計経理用語辞典〔第2版〕』中央経済社、平成11年、contributed capitalの項（花堂靖仁）、137頁参照）。そこで、現物出資を取り上げる本稿では、拠出資本という表現を用いる。

注(2) 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第三版〕』有斐閣、平成6年、24頁参照。現物出資規制に関して詳しくは、志村治美『現物出資の研究』有斐閣、昭和50年、を参照。

注(3) この「価額」は、定款に記載される現物出資の目的物の価格（評価額）のことであろう。次に述べる商法第192条ノ2第1項の内容と比較して

も、そのように解するのが自然であると思われる。

注(4) この意味については、大谷禎男『改正会社法』商事法務研究会、平成3年、91頁参照。

注(5) 竹内昭夫著・弥永真生補訂『株式会社法講義』有斐閣、2001年、91頁。

注(6) 充実されるべき金額としての資本金及び資本準備金は、ダムにたとえられることがある(竹内著・弥永補訂、前掲書、92頁参照)。

注(7) 払い込まれた金銭の金額や給付された財産の金額は、ダムを充たす水にたとえられることがある(竹内著・弥永補訂、前掲書、92頁参照)。

注(8) 額面株式制度がとられていたときの文献であるが、大森忠夫=矢沢惇=上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫=谷川久編集『注釈会社法(2)株式会社の設立〔増補版〕』有斐閣、昭和55年、95頁(上柳克郎)参照。また、弥永真生『「資本」の会計』中央経済社、平成15年、21頁、も参照(ただし、弥永真生教授は、本文で示した「実際の価格」という表現について、「時価」という表現を用いておられる)。

注(9) 現物出資規制と債権者保護との関係の一般的な説明として、たとえば、鈴木=竹内、前掲書、62頁参照。その一般的な説明を批判的に検討するものとして、大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店、1994年、140-145頁、および、藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会、1997年、35-39頁参照。そのうえで、弥永、前掲書、20-21頁、18-20頁、も参照。

注(10) たとえば、鈴木=竹内、前掲書、62頁、および、藤田、前掲論文、39-42頁参照。

注(11) 本稿注(8)で示した文献を参照されたい。

注(12) 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第3版〕』有斐閣、2004年、97頁参照。

注(13) それは明確にされていない、という検討結果がある。大日方、前掲書、145頁参照。

注(14) ここではとくに、片野一郎『新簿記精説(下巻)』同文館、昭和58年、728、731-732頁、および、片岡泰彦『会社特殊会計』白桃書房、2000年、11-12頁参照。

注(15) ここではとくに、弥永、前掲書、46頁注9)参照。ただし、当該参照箇所における不等号の向きは逆(誤植)ではないかと思われる。

注(16) このような決定が即、現物出資者に損失をもたらすわけではない。現物出資をめぐる当事者間の利害の裁定については、大日方、前掲書、127-129頁参照。

注(17) 中村忠『新訂 株式会社会計の基礎』白桃書房、1996年、113頁参照。なお、本稿の序で示した拙稿の注(21)も参照されたい。

注(18) 中村忠教授は、このような会計処理を行う必要はないとされる(中村忠『新稿 現代会計学〔八

訂版)』白桃書房、2004年、165頁(注)参照)。

注(19) これについては、たとえば、片野一郎責任編集『近代会計学体系IV 資産会計論』中央経済社、昭和45年、148-149、156-158頁(黒澤清)、および、黒澤清=番場嘉一郎監修『体系制度会計(第2巻)資産』中央経済社、昭和52年、199頁(稲垣富士男)参照。

注(20) 「企業結合に係る会計基準」が公開草案の段階にあるときの文献であるが、弥永真生「商法からみた企業結合会計のあり方」『企業会計』第55巻第10号(2003年10月)、108頁参照。

注(21) 斎藤静樹編著『逐条解説 企業結合会計基準』中央経済社、平成16年、13頁(斎藤静樹)参照。なお、斎藤静樹教授は、同部会の委員でおられる。

注(22) たとえば、Delaney, P. R., B. J. Epstein, R. Nach, and, S. W. Budak, *GAAP 2004 Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles*, John Wiley & Sons, Inc., 2003, p. 713, および、Kieso, D. E., J. J. Weygant, and T. D. Warfield, *Intermediate Accounting*, eleventh edition (international edition), John Wiley & Sons, Inc., 2004, p. 481参照。

注(23) たとえば、太田哲三『固定資産会計』中央経済社、昭和26年、107-110頁、寫村剛雄『体系 会計諸則精説〔改訂版〕』中央経済社、昭和58年、282-283頁、および、中村、前掲『株式会社会計の基礎』、27-28頁参照。

注(24) たとえば、森田哲彌=岡本清=中村忠編集代表『会計学大辞典〔第四版増補版〕』中央経済社、平成13年、「時価」の項、449頁(加古宜士)参照。

注(25) たとえば、丹波康太郎『資本会計』中央経済社、昭和32年、79頁参照。

注(26) 大日方、前掲書、132-134頁、も参照されたい。

注(27) ここではとくに、大日方、前掲書、129-131頁参照。なお、出資者側の簿価を現物出資の目的物の取得原価とする場合であっても、本稿で想定される現物出資は企業によるものではないこととし、出資者側の貸借対照表における資本の部の構成(拠出資本と留保利益の区分)を引き継ぐことは考えない。

注(28) このような事態を見越して、それを避けるため、現物出資に関する株式の発行価額総額すなわち資本金及び資本準備金を20,000,000円とすることもできよう。この場合、現物出資に関する拠出資本も20,000,000円であるから、本文の第1の場合と実質的に同じ結論になる。なお、このような、株式の発行価額の決定が即、現物出資者に損失をもたらすわけではない。本稿注(16)で示した文献参照。

注(29) かつては商法学と会計学との間で見解の相違がありえたことをうかがわせる文献として、黒澤

清=阪本安一=久保田音二郎監修『会計ハンドブック(最新版)』中央経済社, 昭和51年, 190頁(森田哲彌), および, 中村忠編『対談 会計基準を学ぶ』税務経理協会, 昭和61年, 93頁(中村忠教授による発言)参照。

注(30) わが国会計制度にその他資本剰余金という概念が取り入れられる前の文献であるが, 黒澤=阪本=久保田監修, 前掲書, 190頁(森田), および, 中村編, 前掲書, 91-93頁(高村剛雄教授および中村忠教授による発言)参照。

注(31) たとえば, 太田, 前掲書, 109頁参照。かつての最高限度額主義とは異なり, 費用の総額が減少するのである(最高限度額主義については, 安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房, 1997年, 155-176頁参照)。なお, この問題は, 秘密積立金の問題として捉えられることもある(中村, 前掲『株式会社会計の基礎』, 27-28頁, および, 森田=岡本=中村編集代表, 前掲『会計学大辞典』, 「秘密積立金」の項, 883-884頁(津守常弘)参照)。秘密積立金に対する商法学の態度については, たとえば, 上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版 注釈会社法(8)株式会社の計算(1)』有斐閣, 昭和62年, 271-273頁(久保欣哉)参照。

注(32) もっとも, 現物出資の目的物の取得原価を25,000,000円とした場合にも, 当期純利益の増加を通じて, 同じく10,000,000円の配当可能限度額が増加する可能性がある。ただそれは, 当期純利益が計上されるだけの十分な収益が計上された場合のことであり, 現物出資時に10,000,000円を配当可能限度額に含める場合と比べれば, 不確実なことではある。

注(33) 現行会計制度において配当可能限度額に含まれる自己株式処分差益の取扱いに関する, 「試案」第四部第五2(6), を参照。なお, 弥永, 前掲書, 19頁, が指摘する問題については, 「実際の価格」の意味内容の特定を含む, より具体的な検討が必要となろう。

注(34) ただし, 弥永, 前掲論文, 111頁, および, 斎藤編著, 前掲書, 14頁(斎藤)参照。

《参考文献》(辞典の類は省略)

安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房, 1997年。

江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第3版〕』有斐閣, 2004年。

太田哲三『固定資産會計』中央経済社, 昭和26年。
大谷禎男『改正会社法』商事法務研究会, 平成3年。
大森忠夫=矢沢惇=上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫=谷川久編集『注釈会社法(2)株式会社の設立〔増補版〕』有斐閣, 昭和55年。

大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店, 1994年。

片野一郎責任編集『近代会計学体系IV 資産会計論』中央経済社, 昭和45年。

片野一郎『新簿記精説(下巻)』同文館, 昭和58年。

片岡泰彦『会社特殊会計』白桃書房, 2000年。

上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫編集代表『新版 注釈会社法(8)株式会社の計算(1)』有斐閣, 昭和62年。

黒澤清=番場嘉一郎監修『体系制度会計(第2巻)資産』中央経済社, 昭和52年。

斎藤静樹編著『逐条解説 企業結合会計基準』中央経済社, 平成16年。

高村剛雄『体系 会計諸則精説〔改訂版〕』中央経済社, 昭和58年。

志村治美『現物出資の研究』有斐閣, 昭和50年。

鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法〔第三版〕』有斐閣, 平成6年。

竹内昭夫著・弥永真生補訂『株式会社法講義』有斐閣, 2001年。

丹波康太郎『資本会計』中央経済社, 昭和32年。

中村 忠編『対談 会計基準を学ぶ』税務経理協会, 昭和61年。

中村 忠『新訂 株式会社会計の基礎』白桃書房, 1996年。

中村 忠『新稿 現代会計学〔八訂版〕』白桃書房, 2004年。

藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会, 1997年。

弥永真生『「資本」の会計』中央経済社, 平成15年。

弥永真生「商法からみた企業結合会計のあり方」『企業会計』第55巻第10号(2003年10月)。

Delaney, P. R., B. J. Epstein, R. Nach, and, S. W. Budak, *GAAP 2004 Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles*, John Wiley & Sons, Inc., 2003.

Kieso, D. E., J. J. Weygandt, and T. D. Warfield, *Intermediate Accounting*, eleventh edition (international edition), John Wiley & Sons, Inc., 2004.